

広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス募集要領

1 趣旨

この要領は、広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティスの募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

男性の育児休業取得率は総じて上昇傾向であるものの、女性に比べて極めて低い水準にあることから、個人や社会に対して、男女がともに家事・育児に参画するという考え方の浸透を進めるとともに、企業等に対して、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進していく必要がある。

このため、県では、県内企業が取り組んでいる男性育休取得促進策の中で他の企業の参考となる優良事例（ベストプラクティス）を募集し、これらを県内企業等に発信することで、男性の育児休業取得の機運醸成を図るとともに、県内企業の取組促進を図る。

3 募集内容

男性の育児休業取得促進に向けて企業等が実施している取組のうち、ユニークな取組や他企業等の参考となる取組。

4 応募企業等の要件

次の①～⑤のすべての要件を満たしていること。

- ① 県内に事業所を有している企業等であること。
- ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届出ていること。
- ③ 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、“男性の育児休業等取得促進に向けた取組自慢”が記載されていること。
- ④ 他企業等の参考となる、独自の取組を行っていること。
- ⑤ 法の規定を遵守していること

5 応募方法

広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス応募用紙（様式第1号）に、男性育児休業取得促進に向けた取組内容（様式第2号。以下「取組内容」という。）を添えて県に提出する。

6 応募の効果等

県は、応募があった企業等（以下「応募企業等」という。）の取組内容（様式第2号）を県ホームページ等の媒体を活用して広報する。

7 取組内容の確認

県は、必要に応じて、応募企業等の取組状況について、調査・確認することができる。

8 取組内容の変更

県に提出した取組内容の記載内容に変更等があった場合は、応募企業等は県にその旨を届出なければならない。

9 効果等の取消し

県は、企業等の取組内容の虚偽又は応募企業等の要件を満たさない等により、適当でなくなつたと認めるときは、応募の効果を取り消しすることができる。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス応募用紙

年 月 日

広島県知事様

企業等の名称

代表者役職名・氏名

広島県男性育児休業取得促進ベストプラクティス応募要領5に基づき、別紙「男性育児休業取得促進に向けた取組内容」（様式第2号）を添えて応募します。

なお、様式第2号の内容について、県ホームページ等広報媒体への掲載・活用が行われることを承諾します。

<担当者 連絡先>

部署名		TEL	
氏名		E-mail	

※応募要件チェック項目

	チェック項目	チェック (○)
1	県内に事業所を有している企業等である。	
2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届出ている。	
3	「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、「男性の育児休業等取得促進に向けた取組自慢」が記載されている。	
4	他企業等の参考となる、独自の取組を行っている。	
5	法の規定を遵守している。	

【応募・問い合わせ先】

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県 商工労働局 人的資本経営促進課 女性活躍グループ

電話：082-513-3419 FAX：082-222-5521

E-mail：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

※写真等の電子データ（JPG）はメール等でご提出ください。

男性育児休業取得促進に向けた取組内容

両立支援企業 登録番号		【企業・事業所等の写真】
(フリガナ) 企業名		
所在地	〒	
代表者名		
ホームページ アドレス		
男性育児 休業等の 取得促進 に向けた 取組内容	<p>※PR できる写真等を貼付してください。(HP 等に掲載されることが可能なものとする)</p>	
取組の PR ポイント		